



森林保険通信



令和2年7月豪雨により被災された皆様、関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

なお、先にお知らせした森林保険の継続契約の手続きの猶予措置につきましては、対象となる市町村が更新されておりますので、森林保険センターサイトにてご確認ください(令和2年7月15日現在、8県67市町村が対象)。

また、本災害により、森林組合連合会、森林組合において森林保険事務に支障がある場合は、ご相談くださいますようお願いいたします。

森林保険業務システム

森林保険コード(区分)の選択について ②

契約方法区分が

「(研)森林研究・整備機構造林の契約」の場合



森林保険センターに提出される申込書の項目の『契約方法区分』が「(研)森林研究・整備機構造林の契約」についての保険金額コードの注意点をお知らせします。

11 所有区分

私有林で個人所有
私有林で共有(共有名義、共有林、造林組合所有等)
私有林で会社、社寺、団体、組合等所有
(研)森林研究・整備機構で土地所有者が私有
(研)森林研究・整備機構で土地所有者が市区町村
(研)森林研究・整備機構で土地所有者が財産区
都道府県所有林
都道府県行造林
市区町村所有林
市区町村行造林
財産区
市区町村有林で分収育林
市区町村有林で分収造林
公社造林で土地所有者が私有
公社造林で土地所有者が市区町村
公社造林で土地所有者が財産区
国有林で分収育林
国有林で分収造林

● 契約林齢が1~20年生の場合

『保険金額コード』は「Aコード」(自動)になります。

土地の『所有区分』については、一般的に、

- ▶ 分収割合が 50% の場合は「(研)森林研究・整備機構で土地所有者が私有」を、
- ▶ 分収割合が 60% の場合は「(研)森林研究・整備機構で土地所有者が市区町村」または「 // 財産区」を選択します。

※分収割合については分収造林契約の内容を確認してください。

● 契約林齢が21年生以上の場合

被保険者の分収割合を対象に、森林所有者・造林者が任意で森林保険に加入する場合があります。

この場合、『契約方法区分』は「私有林の分収造林契約」を選択し『保険金額コード』は「Fコード」とし、分収割合は前の契約と同じにします。

土地の『所有区分』については「(研)森林研究・整備機構で..(略)」は選ばず、状況に応じて適切に選択してください。



ICT×HOKEN3



森林保険センターでは、ドローンを用いた森林損害調査を普及するため、平成30年度から「ドローン技術講習」を開催しています。

令和2年度は、8月27~28日(富山)、10月15~16日(山形)、12月17~18日(大分)で開催を予定しています。

講習では、今回も森林総合研究所の研究員を講師に迎え、損害区域面積を測定するための自動撮影アプリの紹介や、フライト計画に関する実機指導をいただく予定です。

また、昨年度受講者からのご要望を受け、オルソ画像からの損害区域の面積測定について、講習生用のPCを用意してQGISによる面積計測の実習も予定しています。

損害てん補業務の高度化・効率化のため、ぜひご参加ください。

[昨年度の受講者の声より]

- ▶ドローンの基本から詳しいところまで説明して頂き大変わかりやすかった。
- ▶危険な場所への調査をドローンで安全にできるのは良いと思う。導入したい。
- ▶ドローンで写真や動画を撮れるだけと思っていましたが、その他にもGISなど地図データと連結できるなど知り大変勉強になりました。

